

特定非営利活動法人 Learning for All 役員報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人 Learning for All（以下「LFA」という。）の定款第19条第3項の規定に基づき、LFAの役員（第2条第1号で定義される。）の報酬等並びに費用 に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及び監事をいう。
- (2)報酬等とは、その名称の如何を問わず、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称のいかんを問わず、また、費用とは明確に区別されるものとする。
- (3)費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む。)等の経費をいい、報酬等とは明確に区別されるものとする。

(報酬等の額および支給日)

第3条 理事に対する報酬等の額は、各事業年度に支給する報酬等の総額が社員総会において承認された金額を超えない範囲で、従業員給与水準を考慮し、理事会において定める。その際、報酬額ともに支払支給日について、同理事会にて承認を得るものとする。

(賞与、退職慰労金等)

第4条 LFAは役員に対し、前条に規定する報酬等以外に、賞与、退職慰労金その他の報酬等の支給は行わない。

(報酬の支給方法)

第5条 第3条で承認を得た報酬額を支給日に、本人の指定する金融機関口座に振り込むものとする。

(費用)

第6条 役員が負担した費用については、これの請求があつた日から遅滞なく支払うものとする。

(改定)

第7条 この規程の改定は、理事会の決議により行うものとする。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、2023年6月1日から施行する。（2023年5月8日理事会決議）